

市原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則

平成17年3月18日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、市原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年市原市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第2条 任命権者は、条例第2条の規定により市長に報告するときは、人事行政の運営の状況に関する報告書(別記第1号様式)を提出するものとする。

(公平委員会の報告)

第3条 公平委員会は、条例第4条の規定により市長に報告するときは、公平委員会の業務の状況に関する報告書(別記第2号様式)を提出するものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。